

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：新潟県
農業委員会名：佐渡市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	4,647	農業就業者数	5,157	認定農業者	1,144
自給的農家数	1,346	女性	1,838	基本構想水準到達者	298
販売農家数	3,301	40代以下	162	認定新規就農者	22
主業農家数	538			農業参入法人	54
準主業農家数	715			集落営農経営	46
副業的農家数	2,048			特定農業団体	0
				集落営農組織	46

単位:ha

	①田	②畑				計 (①田+②畑)
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	8,450.00	1,430.00	—	—	—	9,880.00
経営耕地面積	6,395.96	703.18	255.52	392.90	54.76	7,099.14
遊休農地面積	38.54	7.42	7.28	0.14	0.00	45.96
農地台帳面積	9,346.62	2,450.34	2,450.34	0.00	0.00	11,796.96

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 7月 23日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	24
認定農業者	—	13
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	37	37	10

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	9890.00 ha	6032.77 ha	61.00 %
課 題	担い手自身の高齢化や病気による離農と後継者の転出に伴い、耕作の維持が困難な農地が急増しているため、若手農業者や農業法人を各地区で育成し確保する必要がある。		

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	50.00 ha (うち新規集積面積	50.00 ha)
	目標設定の考え方:		
活動計画	毎月の農地中間管理事業について、公社の委託団体と相互の情報共有並びに担当農業委員・農地利用最適化推進委員との連絡調整を年間を通して随時実施するとともに、8月を目標に「機構集積協力金に関する打ち合わせ」を関係機関と共に実施する。		

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30 年度新規参入者数	元 年度新規参入者数	2 年度新規参入者数
	7 経営体	7 経営体	4 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	10.09 ha	9.83 ha	2.85 ha
課 題	少子高齢化による人口減に伴い空家に付随する農地が荒廃する傾向があり、平成26年度から別段面積の設定(1a設定)を施行している。農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れが無いように注視する必要がある。		

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	10 経営体	参入目標面積	8.00 ha
活動計画	農地中間管理機構及び関係機関と連携し、人・農地プラン及び各種補助事業の活用を推進し農地利用集積を図る。		

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	9890.00 ha	45.96 ha	0.46471183 %
課 題	後継者のいない農業従事者の高齢化、病気等による離農が進み、また、水稲の転作は中山間地の条件が悪い農地に実施する傾向があり、維持管理できなくなった農地の荒廃が進行している。		

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 5.00 ha		
	過去の実績及び所有者の意向状況により、解消可能面積を設定する。		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	37 人	6 月 ~ 7 月	7 月 ~ 8 月
	調査方法	1 調査区域を各地区に区切り、全農業委員が現地調査を行う。 2 荒廃農地調査表を基に荒廃農地調査と一体的に市内全域について調査を行う。 3 調査後は農地台帳への記載を行う。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	8 月 ~ 10 月	10 月 ~ 11 月	
その他	6月と11月に農地パトロールを実施する。		

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	9890.00 ha	0.57 ha
課 題	違反転用と思われる農地については、原状回復や顛末書付きの追認転用により処理しているが、今後も農地パトロール等を実施し違反転用の防止を図る必要がある。	

2 令和3年度の活動計画

活動計画	6月・11月に年2回、全農業委員・全農地利用最適化推進委員で農地パトロールを実施するほか、全委員が担当地区について、随時パトロールを行う
------	--